

## 函館市町会等管理の街路灯の移管に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市道上に設置されている街路灯の市への移管に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ該当各号の定めるところによる。

- (1) 町会等 町会、個人または団体をいう。
- (2) 街路灯 町会等が所有し、管理している水銀灯および蛍光灯をいう。
- (3) 移管 所有権および維持管理権を移転することをいう。

(移管の対象)

第3条 市が移管を受けることができる街路灯は、市道上において次に掲げる場所に設置されているものとする。

- (1) 交差点、横断歩道または見通しの悪い屈曲部
- (2) 公共施設またはこれに類する施設の周辺
- (3) その他市長が特に照明が必要と認める場所

(移管の要件)

第4条 市が移管を受ける街路灯は、前条の街路灯で、次に掲げる要件を備えたものとする。

- (1) 広告物その他これに類するものが取り付けられていないもの。

(移管の申請手続)

第5条 街路灯を市に移管しようとする者は、別記第1号様式の申請書に街路灯が設置されている位置図を添えて市長に申請しなければならない。

(移管の決定等)

第6条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、必要な調査を行い、移管を受けると決定した者に対し、別記第2号様式の通知書により通知するものとする。

(移管を受けた街路灯の管理)

第7条 市長は移管を受けた街路灯を街路灯台帳に登載し適正な維持管理をしなければならない。

付 則

この要綱は、平成6年1月1日から施行する。

別記第1号様式(第5条関係)

街路灯移管申請書

平成 年 月 日

道路管理者  
函館市長 様

申請者  
会長  
函館市 町 丁目  
番 号  
印

下記の街路灯を市に移管したいので、必要書類を添えて申請します。

記

1 街路灯の表示 別紙のとおり

所在地				
路線名				
機種	水銀灯	w 基	w 基	w 基
	蛍光灯	w 基	w 基	w 基
需要家番号				

※当該申請書に添付する必要書類は次のとおりとする。  
街路灯移管調書、位置図、写真(1灯につき全景1枚を添付)

# 街 路 灯 移 管 調 書

番号	町会管理番号	市道名	設置場所	灯具種類	灯具容量	設置形式	設置柱名	お客様番号	備考
			函館市 町 番 号		W				
			函館市 町 番 号		W				
			函館市 町 番 号		W				
			函館市 町 番 号		W				
			函館市 町 番 号		W				
			函館市 町 番 号		W				
			函館市 町 番 号		W				
			函館市 町 番 号		W				
			函館市 町 番 号		W				
			函館市 町 番 号		W				
			函館市 町 番 号		W				

- ※ 町会管理番号:町会で管理している番号を記載する。
- ・市道名:灯具が設置されている市道名を記載する。
  - ・設置場所:灯具が設置されている直近の住所を記載する。
  - ・灯具種類:灯具の種類(水銀灯・蛍光灯等)を記載する。
  - ・灯具容量:灯具の容量を記載する。
  - ・設置形式:灯具の設置状況(単独柱・北電柱共架・NTT柱共架)を記載する。
  - ・設置柱名:設置柱の名称(単独柱:木柱・鋼管、北電柱:○-○-○-○-○-○、NTT柱:○○柱○○)を記載する。
  - ・お客様番号:契約中のお客様番号を記載する。

## 街路灯移管受理決定通知書

平成 年 月 日

様 道路管理者  
函館市長 印

平成 年 月 日締めにて移管申請のあった街路灯の内訳より、下記の街路灯について、平成 年4月1日付けにて移管を受けることと決定したので、通知いたします。

### 記

#### 1 街路灯の表示

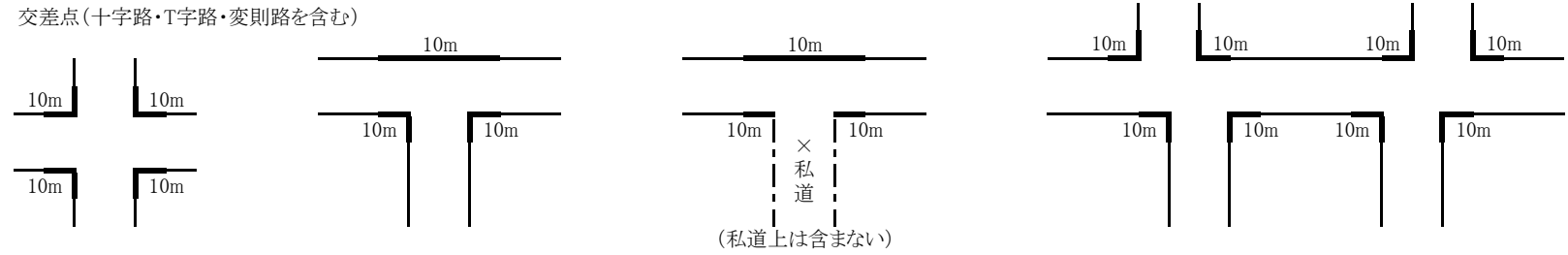
所在地	別添街路灯台帳のとおり					
路線名	別添街路灯台帳のとおり					
機種	W	基				

#### 2 担当課

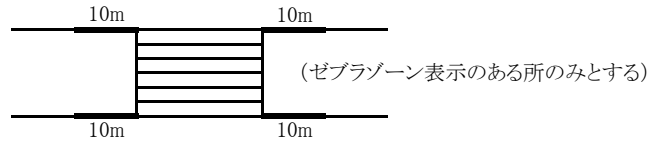
函館市土木部道路管理課(電話 21-3468)

**町会街路灯の移管の考え方**

① 交差点(十字路・T字路・変則路を含む)



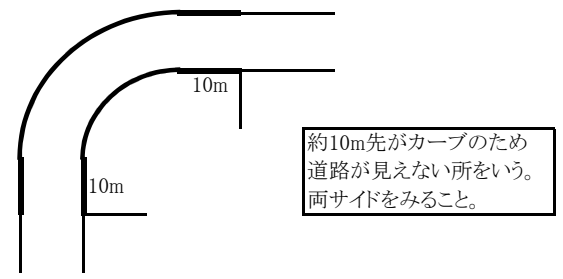
② 横断歩道



【凡例】

- 細線(——)は市道, 破線(·- - ·)は私道を表す。
- (●—●)部分は公共施設隣接市道。
- 太線部分は交差点, 横断歩道, カーブを表す。

③ 見通しの悪い屈曲部(カーブ)



※ ①, ②, ③, ④は移管の対象となるが, すべてを移管するものではない。したがって, 移管は個々の設置場所の条件により判断することとする。

④ 公共施設 (おおむね50m以内の隣接市道)

